

## 丸亀市就学奨励費支給要綱

(平成 17 年 3 月 22 日教育委員会告示第 5 号)

改正 平成 18 年 3 月 27 日教委告示第 1 号 平成 22 年 11 月 11 日教育委員会告示第 3 号

平成 24 年 10 月 16 日教育委員会告示第 2 号 平成 28 年 2 月 19 日教育委員会告示第 1 号

## 丸亀市就学奨励費支給要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(就学奨励費の支給)

第 2 条 前条の目的を達成するため、次条に定める者に対し、予算の範囲内において就学奨励費を支給する。

2 就学奨励費の支給の対象となる費目及び額は、別表に定めるとおりとする。

(対象者)

第 3 条 就学奨励費の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する児童生徒の保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。)で、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)又は要保護者に準ずる程度に困窮している者で次条に該当する者(以下「準要保護者」という。)とする。

(準要保護者の認定基準)

第 4 条 準要保護者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法の規定に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく、市町村民税の非課税

ウ 国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)の規定に基づく国民年金の掛金の免除

エ 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)の規定に基づく児童扶養手当の支給

(2) 前号に該当しない者で次のいずれかに該当し、文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者等の属する最近の世帯収入の額が生活保護法第 8 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定したその世帯の最近の需要額の 1.3 倍未満のもの

- ア 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
- イ 学用品、通学用品、被服等に不自由している児童生徒の保護者
- ウ ひとり親家庭等で、経済的に不安定である者

(3) その他丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に支給を必要と認める者  
(申請)

第5条 就学奨励費の受給申請者は、就学奨励費受給申請書(別記様式)に児童生徒の居住する地区の民生児童委員の署名及び押印を受けて、当該児童生徒の就学する学校に提出しなければならない。ただし、前条第1号の規定に該当する者及び要保護者は、民生児童委員の署名及び押印を省略することができる。

(報告)

第6条 前条の規定により申請を受けた学校長は、就学援助を必要と認める意見を添えて、遅滞なく教育委員会に報告しなければならない。

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、第3条及び第4条に定める資格要件を満たす者について、要保護者又は準要保護者の認定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の認定に当たり、申請者の世帯の収入、家族等について調査する必要があるときは、申請者の承諾を得て公簿を閲覧する等によりこれを行うものとする。

3 教育委員会は、第1項の認定結果を遅滞なく各学校長に通知しなければならない。

(年度途中の支給時期)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定に係る者の認定をしたときは、要保護者については生活保護を開始した日から、準要保護者については認定した日の属する月の1日から就学奨励費を支給するものとし、要保護者から準要保護者に変更したときは、生活保護廃止の日から支給するものとする。

(支給)

第9条 就学奨励費の支給については、申請者はその請求、受領等の行為を関係学校長に委任するものとし、教育委員会は当該学校長にこれを支給する。

2 前項の規定により就学奨励費を受けた学校長は、新入学児童生徒学用品費を除き、現物で給付しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、現金で給付することができる。

(届出)

第 10 条 就学奨励費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学奨励の認定要件に変更があったときは、直ちにその旨を学校長を通じて教育委員会に届出なければならない。  
(認定の取消し)

第 11 条 教育委員会は、受給者が世帯の経済状況の好転等により認定基準を満たさなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、その認定を取り消すことができる。  
(返還)

第 12 条 教育委員会は、前条の規定により認定を取り消したときは、既に支給した就学奨励費を返還させることができる。  
(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか事務処理については、昭和 39 年 2 月 3 日文部省文初財第 21 号「要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領」及び文部科学省通達による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、合併前の丸亀市就学奨励費支給要綱(昭和 60 年丸亀市教育委員会告示第 1 号)又は飯山町就学援助費支給要綱(平成 12 年飯山町教育委員会訓令第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 27 日教委告示第 1 号)

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 11 日教育委員会告示第 3 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日教育委員会告示第 2 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 19 日教育委員会告示第 1 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

費目	支給金額	支給対象者
1 学用品費	文部科学省の通知に基づく単価を限度とする	準要保護者
2 通学用品費		
3 新入学児童生徒学用品費		
4 校外活動費（宿泊を伴わないもの）		
5 体育実技用具費		
6 学校給食費	実費	
7 医療費	自己負担額	
8 集団宿泊学習費	文部科学省の通知に基づく単価を限度とする	要保護者
9 修学旅行費		
10 通学用ヘルメット購入費	実費	準要保護者

別記様式(第 5 条関係)

就学奨励費受給申請書(世帯票)

就学奨励費受給申請書(世帯票)

[別紙参照]

# 年度 就学奨励費受給申請書 (世帯票)

世帯票番号	※申請者 (保護者) は太ワク内を記入して下さい。					前年1月1日の住所 (丸亀市外の方のみ記入)					
丸亀市立	学校	丸亀市教育委員会 宛					申請年月日 年 月 日				
学年	組	左記の者に係る就学奨励費を受給したいので、申請します。 なお、認否に伴う確認のため、公簿の閲覧を承諾します。					(保護者) 申請者 住所 丸亀市 フリガナ 氏 名 <span style="float:right;">印</span>				
氏名											
家族の状況 (保護者及び本人を含む。)	氏名	続柄	生年月日	職業または学校・学年 (年4月1日現在)	同居・別居の別	教育扶助基準 学校給食費 基準額	生活扶助基準 第1類	第2類	世帯の収入状況		
								d (基準額)	所得控除前の金額	総所得金額	
								e (地区別冬季加算額)		退職所得金額	
								f 住宅扶助基準	所得控除	山林所得金額	
								g 期末一時扶助費		計	A
								@ × 人	社会保険料		
									生命保険料		
									計	B	
									所得額 (A - B)	C	
								h 需要額 (a~gの合計)	所得月額 (C × $\frac{1}{12}$ )	D	
								障害者加算控除	E		
							$\frac{F}{h} =$	収入額 (D - E)	F		
住居の形態	(1) 持家 (2) 借家・借間		教育扶助 (生活保護) 受給の有無	有・無		a	b	c			
就学奨励費「準要保護」を受ける理由 (いずれか一つに○をする)			必要添付書類等			就学奨励費を必要と認める者についての学校長の意見					
1	生活保護の停止または廃止をされた。					(7) 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる。					
2	市町村民税が非課税である。		所得課税証明書の写し (子供、学生を除く世帯全員)			(4) 学用品、通学用品、被服等に不自由している。					
3	国民年金の掛金の減免を受けている。		国民年金保険料免除申請承認通知書の写し (世帯全員)			(9) ひとり親家庭等で、経済的に不安定な家庭である。					
4	児童扶養手当の支給を受けている。		児童扶養手当証書の写し			(5) その他 ( )					
5	1~4以外で、経済的理由により子どもの就学に困っている。		※民生児童委員の署名及び押印が必要 ※前年1月1日の住所が市外の方は所得課税証明書添付			上記の者を就学奨励費を必要とする 児童生徒として報告します。  年 月 日  丸亀市立 学校長 <span style="float:right;">印</span>  丸亀市教育委員会 様					
※5の方は、この欄に受給したい理由を必ず記入すること。 (病気療養の場合は、氏名、病名、療養期間も記入)											
「民生児童委員の署名欄」※5の方のみ必要											
上記の世帯について、就学奨励費の支給が必要であると認めます。											
年 月 日			地区民生児童委員								
氏名 <span style="float:right;">印</span>											
委任状	就学奨励費受給認定後は、奨励費の請求、受領に関することを、該当児童生徒の在校々長に委任します。					年 月 日		事由 (変更、停止等)			
	年 月 日										
	申請者氏名 (保護者) <span style="float:right;">印</span>										